

一、皇位継承儀礼の法的根拠

五月一日、令和という新たな時代が幕を開けました。その前日(四月三十日)に「退位礼正殿の儀」が行われ、その日深夜の平成の天皇陛下(現・上皇陛下)の譲位を受けて、五月一日の午前0時、新天皇陛下が即位され、「令和」改元となりました。「令和」年号は今回、一か月前の公表となり、『万葉集』第五卷「梅花歌」三十二首并序「初春の令月にして、気淑く風和ぎ、梅は鏡前の粉を披き、蘭は珮後の香を薫す」という出典とともに話題を呼びました。五月一日には、その後、皇居の正殿松の間において「劍璽等承継の儀」と「即位後朝見の儀」が行われたことは皆さんの記憶に新しいことでしょう。

今回の皇位継承は「皇室典範特例法」によるものであり、改元は「元号法」に基づき行われました。そして「劍璽等承継の儀」では「皇室経済法」第七条に規定されている「皇位とともに伝わるべき由緒あるもの」を新天皇が継承されました。それは三種の神器のうち、草薙の劍の形代(劍)と八咫瓊勾玉(璽)、そして「天皇御璽」と「大日本国璽」が継承されることになっています。なお、これ以外に三種の神器のひとつである八咫鏡の形代(鏡)をまつる賢所を中心とする宮中三殿や東山御文庫に収められた歴代天皇の御宸筆なども「由緒あるもの」に含まれます。さらに十月二十二日昼には、「皇室典範」第二十四条に基づき、皇居正殿において「即位礼正殿の儀」が行われ(「祝賀御列の儀」は十一月十日に延期)、十一月十四日夜から十五日朝には大嘗祭が行われる予定です。

これらの儀式は、戦前の「皇室典範」及び「登極令」の内容を継承していますが、その一部の原型はさらにさかのぼります。

二、「劍璽等承継の儀」の意味と来歴―「踐祚」の「即位」からの分離

五月一日に行われた「劍璽等承継の儀」は、皇位の象徴である神器と、国事行為に際して用いられる御璽・国璽が継承されることで、皇位が新天皇に継承されたことを示すものです。

そして「即位後朝見の儀」では三権の長である内閣総理大臣・衆参両院正副議長・最高裁判所長官などの国民の代表に対して、即位が宣言されます。これに並行して五月一日から三日まで、「賢所の儀」「皇霊殿神殿奉告の儀」が行われ、皇祖神である天照大神と歴代天皇、天神地祇に対して皇位継承が報告されました。なお、平成の時には昭和天皇のご崩御を受けて一月七日に「劍璽等承継の儀」があり、その二日後に「即位後朝見の儀」が行われていたのですが、今回は同日に行われたこととなります。

「劍璽等承継の儀」の際に継承される神器は天照大神がニギノミコトに下されたものとされ、皇室の神話からの連続性を象徴するものです。一方、御璽・国璽は、現在のものは明治時代に作られたものですが、その原型は文書行政が本格的に行われる飛鳥・奈良時代に求められます(大宝・養老律令の「公式令」に規定)。こちらは官僚組織のトップが天皇であることを示すものでした。

この儀式は、戦前の皇室典範では「劍璽渡御の儀」と呼ばれていました。そのルーツは、平安時代にさかのぼる「踐祚」という儀式です(「即位後朝見の儀」は大正以降の成立)。「踐祚」は「祚(皇位)を踐む」という意味ですので、本来は「即位」と同じ意味でした。

実際、古墳時代には天皇が崩御されると、そのご遺体に対して殯(もがり)という儀礼を行い、その間に有力皇族・豪族が協議して次の皇位継承者を決定し、即位礼において神器をたてまつっていたようです。そうしますと、ときに天皇が不在という状況が長期間発生することもありました。そこで、飛鳥・奈良時代ごろから、天皇が崩御もしくは譲位されると、時間を置くことなく、新天皇が即位されるようになったのです。さらに、即位に際して、神祇祭祀を司る中臣氏が天皇の御代が長く続くことを祈る「天神寿詞」(中臣寿詞とも)を読み上げ、忌部氏が神器(鏡と劍)をたてまつることが行われ、それが大宝・養老の「神祇令」に規定されました。

しかしそれでも、前天皇の崩御の後、皇位継承をめぐる争いが起こるといふこともありました。そのため、平安遷都を行われた桓武天皇のご崩御の際、即座に神器（剣と璽）が皇太子の安殿親王（のちの平城天皇）に継承され、皇位の安定的な継承が明確に示されるということになったのです。それに伴い、御璽も新天皇のもとに移されるようになりました。この段階で天皇が皇位につかれる「踐祚」がそれを公式に宣明される「即位」から分離し、現在まで続いています。

三、「即位礼正殿の儀」の意義と来歴

十月に行われる「即位礼正殿の儀」は、高御座に黄櫨染御袍をお召しになった天皇がつかれ、ご自身の即位を国の内外に宣明されるものです。これに先立ち、天皇は純白の帛御袍をお召しになり（皇后は同じく純白の帛御服）、天照大神（のご分霊）に対して「賢所大前の儀」「皇霊殿神殿奉告の儀」において、歴代天皇・皇族の霊と天神地祇に対して「皇霊殿神殿奉告の儀」において即位を奉告されます。

「即位礼正殿の儀」のルーツは、前述したように、少なくとも古墳時代にさかのぼり、その後、飛鳥・奈良時代に整備されます。高御座も、その原型は「壇」と『日本書紀』に記されており（登壇即位）、飛鳥時代の末から奈良時代の最初に現在のようになかたちを整備されたと考えられています。

その頃の即位礼では、天皇は五色の玉糸を垂らす冕冠（べんかん）に、龍や日・月など中国的な意匠が描かれた真つ赤な礼服（らいふく）を召され、また即位礼が行われる大極殿の南庭には日月や四神（朱雀・青龍・白虎・玄武）といったこれまた中国的な模様が描かれた幡旗（ばんき）が立てられていました。さらに庭の中心には大きな香炉が据えられていましたが、これはそこから立ち上る香により、天帝に即位が報告するというもので、この発想も中国的なものです。大極殿の中央に据えられる高御座も朱雀や龍といった神獸によって飾り立てられました。室町時代の碩学、**一条兼良はこれを「御即位は漢朝の例儀をまなぶなり。大嘗会は神代の風儀をうつす」**（『代始和抄』）と表現しています。

しかし、例えば高御座の屋根が八角形なのは、天皇が国土を治めることを「ヤスミシシ（八隅知し）」と表現することに由来するとされていますし、また天皇が発せられる「即位宣命」には天皇の地位を「天つ日嗣の高御座」「食国天下の政」と表現しており、神話との連続性が語られていたことは見逃せません。

なお、先に述べた唐風、即ち儒教的要素に加え、中世に入ると、高御座に就かれる天皇が印を結び、「ボロン」という真言を唱えて大日如来と一体化する「即位灌頂」という仏教的要素も加わるようになります。即位のかたちが大きく変わるのが明治時代です。慶応四年（一八六八）八月の明治天皇の即位式に際して、岩倉具視は津和野藩出身の国学者の福羽美静らに儒教や仏教の影響を脱した新時代にふさわしい形を考案するように命じます。その結果、**天皇は黄櫨染御袍を召され、参加する官人たちも礼服ではなく束帯を着要**することになりました。高御座は幕末の内裏火災で焼失していたため、御帳台に御されました。また幡旗は中国風の意匠を描いた部分を外し、神道で用いられる榊がつけられ、香炉の代わりに徳川斉昭が孝明天皇に献上した地球儀が据えられました。日本在来の要素と、新しい外国の知識を結合させた、明治維新の精神を象徴するかたちといえます。

更に、明治の『皇室典範』とその施行細則である『登極令』では、明治のあり方をもとに、即位式のあり方が整備され、それに基つき大正・昭和と京都において行われました。大正の時には、幡旗は榊ではなく、神武天皇の東征譚に関わる意匠が描かれたものになり、高御座が復興されるとともに、従来なかった皇后の即位礼への出御のため、御帳台（明治即位礼のものとは異なる）がつくられたことも重要です。平成の即位式も、基本的に『登極令』のあり方を継承しましたが、行われたのは東京で、神話に由来する意匠が外され、令和の即位礼もおおむねそれを踏襲しました。

天皇の即位の儀式は、その淵源が古墳時代にまで遡り得る要素もありますが、さまざまな政治・文化的状況により、変更が加えられてきました。だからこそ、現在まで行われ続けてきたとも言えるでしょう。